

家族ライフスタイルの重層化に関する仮説構築 —NFR98データの分析をとおして—

野々山久也
(甲南大学)

Construction of a Hypothesis on the Pluralization of Family Lifestyles
— through an analysis on NFR98 data —

NONOYAMA HISAYA

高度経済成長期をとおして日本の家族は、いわゆる核家族化という画一化の方向へと大きな変化を遂げてきた。しかし今日では、むしろその方向というよりは家族の多様化という新しい現象が明らかになってきた。すでに筆者は、この現象を「家族ライフスタイルの多様化」として指摘し、その家族ライフスタイルの多様化を実証する研究活動に努めてきた。規模の大きなNFR98データは、その多様化の事実を実証的に確認するのに最適なデータである。今回は、その多様化の実態が「家族ライフスタイルの重層化」として見え隠れしている事実を明らかにし、家族社会学の今後のより詳細な実証的研究の課題として、ここに「定居」にもとづく家族ライフスタイルの重層化という仮説構築を試みている。

キーワード：家族認知、定居、家族ライフスタイルの重層化、任意制家族への動向

1 はじめに

日本の家族社会学において追究されてきた「現代における」これまでの家族変動とは、もっぱら戦前から戦後にかけての家族変動である直系家族制から夫婦家族制へという「制度としての家族」の変動であり、かつ直系制家族から夫婦制家族へという「集団としての家族」の変動であった。このことは家族形態という点からは跡取りとしての長男夫婦を残して、その他の次三男や娘たちを自らの定位家族からすべて分家あるいは婚出させることによって直系の三世代家族である拡大家族を維持する家族形態から夫婦とその子どもたちを単位とする核家族を維持する家族形態へという「核家族化」(すなわち核家族形態)に向かっていく変動過程として分析されてきた。

もちろん、こうした過程が全国においてただちに全面的に生起するわけではなく、状況規定的にいったんは核家族の形態をとった個々の家族も、欧米において話題となったような核家族間での異居近親関係を維持する修正拡大家族とは異なった、自立した核家族のう

ちの主に「長男夫婦」が老いて一人暮らしとなった親を受け入れて世話をする、いわゆる典型的日本型家族を展開させるようになった。こうした理解あるいは概念枠組のもとに日本の家族社会学の主流は、家族社会学のテキストや家族変動についての解説書を世に送りだし、「日本的な家族理解」を促してきた。

今日の家族は、したがって大きく分類して「両親と同居する息子夫婦とその子どもという直系の拡大家族」と「両親とは別居する息子や娘たちの夫婦とその子どもたちからなる核家族」と新婚期あるいは老年期の「夫婦のみの家族」と「老いた両親のうちの一人（たいていは母親）を世話する三世同居家族（修正直系家族）」が中心であって、「その他の親族からなる家族」は少数であると理解されることになる。ここで問題にしたいことは、こうした理解が正しいか否かではなく、こうした理解にとって前提となっている概念枠組そのものである。

たとえば、「同居」とか「別居」などという概念は、その日本的な家族理解の大前提となる概念である。ここでは「既婚別居の息子」という概念枠組が疑いもいだかれずに使用されることになる。この概念によって、息子が長男であれば跡取りとして両親と同居することを前提に日本的な家族理解が展開される。長男であろうと次男であろうと結婚して両親から自立して夫婦制家族を維持する息子は、「別居」の既婚息子というよりは、その夫婦を中心にして、むしろ「定居」している夫婦制家族である。しかし、ここではそうした理解はなされていない。定居している夫婦制家族にとって別居とは、正確には父親が単身赴任をしている場合や大学生の娘が一人でワンルーム・マンション生活をしているような場合などである。特定の家族理解にもとづく既婚別居あるいは有配偶別居などといった概念に依拠しては今日の家族ライフスタイルの多様化の現象は、けっして正確には把握ないし分析することはできない。

これまで核家族化という家族変動の過程が注目されてきたが、すでに筆者がかねてより主張してきているように、今日では核家族化というよりは家族の多様化、より正確には家族ライフスタイルの多様化が展開してきているとあってよいが、こうした事実やその多様化の実態が正確に認識されにくい、あるいは把握されにくい状況にあるのは、明らかに新しい家族変動に見合った分析概念や概念枠組が開発されていないからにほかならない。いま求められていることは、これまでのような制度としての家族（すなわち家族制度）や集団としての家族（すなわち家族集団）の分析概念あるいは概念枠組に加えて、ライフスタイルとしての家族（すなわち家族ライフスタイル）を分析できる新しい分析概念や概念枠組の創出という課題なのである。

2 研究目的と既存の研究枠組

(1) 研究目的

この小論の研究目的は、まず第一には、既存の家族研究が明らかにしてきている現代日

本の家族の実態とその分析の前提になっている特定の家族理解（背後仮説）を明らかにすることによって、そうした分析による今日的な家族理解の限界性を示すことである。そして第二には、NFR98のデータを用いて家族ライフスタイルの重層化という事実を確認することによって家族ライフスタイルの多様化をいくらかなりとも実証的に検証するとともに、今後の家族社会学の大きな研究課題として「家族ライフスタイルの重層化」という仮説構築の呈示を試みることである。

なお「定居」という概念は、この小論が今日の家族ライフスタイルの動向を捉えるのに不可欠かつ基本的な概念として初めて世に問うている概念である。従来の同居および別居という分析概念では分析できない事実を明らかにするために創出されている。と同時に、同居および別居という概念が特定の仮説（すなわち特定の家族規範）にもとづく価値的意味合いを有している概念であること、すなわち同居が本居を意味し、別居が分居を意味することを露顕させるために意図的に創出された概念でもある。筆者としては、従来の別居に対して、むしろ「定居」という概念を、そして「両親」と有配偶息子や娘の生殖家族との同居は「合居」という概念を家族社会学の専門用語としてここに呈示しておきたい。

（2）経企庁1986データとその研究枠組

この研究は、用意周到な模範的家族研究である（経済企画庁、1986）。というのは、研究に先だつての分析枠組が堅固に構築されているからである。その分、家族理解における特定の背後仮説が図らずも露顕しているともいえるかもしれない。この研究は、森岡清美を代表とする家族社会学の有力者たちのグループによる研究である。誰を家族として認知するか（いわゆる家族認知の範囲）を尋ねた本格的な調査研究である。

この調査は、日本における高度経済成長も頂点に達し、追いつこうとしてきた欧米先進国には追いつき、さらに追い越してしまった1985年1～2月に実施された。調査対象者は、東京23区内と横浜市内に住む、すべての年齢にわたる勤労者世帯の主婦である。配票3,000票に対して1,065票の回収で、回収率35.5%であった。この調査票のなかに以下のような質問が設定されている。すなわち「次の第3問～第6問では、あなた自身の家族から離れて一般的な家族について、あなたのお考えをうかがいます。」そして、その第3問は「同居しているかどうかという点からいって、次のような人たちは、家族といえると思いますか（番号1つに○印）」である。

たしかに一般的な家族のイメージを尋ねてはいるが、学者や研究者でない主婦には些か難しい質問である。たとえ「自分の家族から離れて」といわれても、おそらく多くの主婦は一般的な家族イメージというよりは自らの体験をとおしての事実と照合しながら回答したにちがいないだろう。たとえば結婚して姓を変えた娘がいれば、その娘を思い起こしながら回答しているだろうことが予想される。質問項目ならびに調査結果は、[表1]のとおりである。

ここでのAは、同居・別居に関わらず家族であるという選択肢、Bは、同居していれば

家族であるという選択肢、そしてCは、同居していても家族ではないという選択肢である。回答者は、それぞれ判断して回答することになる。この報告書において森岡は、「規範家族と実質家族」というタイトルの論文を載せ、Aを原則的家族員、Bを状況的家族員、Cを原則的非家族員と呼んでいる。そして改めて規範家族は、原則的家族員を核として構成され、同居する状況的家族員を含むが、原則的非家族員を含むことのない家族であると定義づけている。

表1 親との同別居別にみた家族認知の範囲(%)

	A	B	C	N. A.
結婚した長男は	57.5	34.7	3.2	4.6
長男の妻は	53.3	38.0	3.3	5.4
長男の子(内孫)は	53.1	38.1	3.3	5.5
結婚して姓の異なる娘は	32.3	44.0	17.7	5.9
娘の夫は	28.4	49.2	16.5	5.9
娘の子(外孫)は	28.1	47.4	17.4	7.1
あなたの夫の親は	41.6	48.4	3.8	6.2
あなたの親は	35.8	50.0	7.5	6.7

質問項目から理解されるように、結婚した長男の子どもは内孫、そして結婚した娘の子どもは外孫と説明されている。この説明は、図らずも長男すなわち跡取りという背後仮説が前提になっている⁽¹⁾。結婚した

次三男については何らの配慮もない。結婚した次男夫婦が両親と同居している場合、その子どもが内孫である事例は、けっして珍しい事例ではないだろう。同別居に関わらず長男を家族の範囲に入れるか否かを問うのはよいとしても、既婚の次三男を対象にしないことの背後仮説への疑問が生じる。森岡の分析は、「以上の観察から、現代日本の大都市における規範家族は、直系家族的な単系の伝統を維持しつつも、すでに双系的家族的な傾向を孕むことが判明する」というものである(p.122)。そうだろうか。期待される分析は、むしろ以下のものでなければならないのではないだろうか。

「同別居に関わらず」の問いに対して結婚した長男を家族認知の範囲に入れる割合は、57.5%とそれほど高くない。「それほど」というのは、特定の誘導的な背後仮説を前提にした調査項目であったにも拘わらずという意味である。結婚した長男であろうとも「同居していれば家族」という条件付きの割合は34.7%と、こちらの方は必ずしも低くない。このことにむしろ注意を要するだろう。その一方、結婚して姓の異なる娘が同別居に関わらず32.3%とかなり高い割合で家族認知の範囲に入れられている。さらに回答者である主婦たちにとって自分の親(妻方両親)を家族認知の範囲に入れる割合は35.8%であった。この割合は夫の親(41.6%)には及ばないが、けっして小さな割合ではない。むしろ規範的な家族認知を問うた質問の回答にしては、姓を同じくする夫方両親に対する妻たちの家族認知が半数にも満たないことこそ大いに注目されてしかるべきだろう。

つまり調査データは、森岡の指摘しているような「直系家族的伝統の維持」は衰退してきており、また「双系的家族的な傾向を孕む」という分析は、それよりもむしろ夫婦制家族の定着とその後の家族ライフスタイルの多様化への動向という新しい事実を明らかにしていると分析されるべきではないだろうか。

(3) 国立人口研「全国家庭動向調査」(第1回) 1993データとその研究枠組

この調査は、厚生省人口問題研究所が実施した「第1回全国家庭動向調査」である。この小論で引用している資料は、この調査データの被調査者のうちから有配偶女子(6,083人)を対象に西岡八郎、才津芳昭によって分析された結果である(西岡・才津、1996)。基本的な概念枠組は、家族認知の範囲を測定している上述の調査票とまったく変わらない。Aは、同居、別居に関わらず家族である(無条件家族あるいは絶対家族)という選択肢、Bは、同居していれば家族である(同居条件家族)という選択肢、そしてCは、同居していても家族ではない(非家族)という選択肢である。しかしこの時点では、この種の調査で全国規模のものがなかっただけに本調査の意義は、極めて大きいといってよい。調査結果は、[表2]のとおりである。

表2 親との同別居別にみた家族認知の範囲(%)

	A	B	C	N. A.
結婚している長男	48.5	39.9	2.7	8.9
長男の妻	46.4	42.2	2.4	9.0
長男の子供	46.1	42.2	2.2	9.5
結婚して姓の 変わった娘	31.5	41.3	17.2	10.0
娘の夫	28.7	46.2	15.2	9.9
娘の子	29.8	45.5	14.5	10.3
妻の親	40.3	44.4	5.8	9.5
夫の親	38.8	48.0	3.8	9.3

この調査結果では、[表1]に比して、結婚して姓の変わった娘についての家族認知の割合には大きな変化はないのに、結婚している長男の割合には変化があり、9%ほど低下し、48.5%と半数を割ってしまった。結婚している長男であろうと「同別居に関わらず家

族である」とは認知されず、むしろ「同居していれば」(39.9%)という条件による状況的認知の対象になってきている。一方、結婚して姓の異なる娘が同別居に関わらず31.5%と、農村を含む全国調査でもかなり高い割合で家族認知の範囲に入れられている。回答者が有配偶の女性たちである点に注目すると、この調査結果では[表1]に比して、夫の親よりも自分(妻方)の親の方が無条件家族あるいは絶対家族としての認知の割合がやや高くなり、事実、逆転してしまっている。というよりは、ほぼ拮抗してきている。その他の結果は、いずれも[表1]に比して大きな差異はない。あえて注目すれば、非回答(N. A.)の割合がいずれも高い。結婚した長男に関しては2倍弱ほどになっている。

これらのことは、やはり直系家族的伝統の維持ではなく、その逆の衰退を意味しているといっているのではないだろうか。それにつけても、ここでも結婚した次三男についての質問が設定されていない。残念であると同時に、このことは上述の経企庁1986データの研究枠組と同じように、この調査の研究枠組の背後仮説を露顕させているだろう。

3 分析枠組と仮説構築

NFR98データは、1998年時点で28歳(1970年生まれ)から77歳(1921年生まれ)の全国の男女10,500人を対象に日本家族社会学会によって1999年1~2月にかけて実施された大規模調査の結果である。回収は6,985票(回収率66.5%)で

あった。なお、この小論での統計的なデータ分析は、SPSS：V.10を用いて行なった。

(1) 定居有配偶息子および娘と父母および義父母との家族認知の基礎データ

まずはじめに年齢別の定居有配偶の男性（息子）および女性（娘）による父母および義父母に対する家族認知の割合（%）から考察を行なってみたい。このデータは、これまで検討してきたデータとは異なり、規範的な家族認知ではなく、いわば実質的な家族認知である。このことにまず注意を払っておきたい。

ここでは特に図表には示さないが、定居有配偶の息子からの父に対する家族認知の割合は、28～32歳では77.8%、33～37歳では79.3%とひじょうに高い。母にいたっては、さらに高く82.7%、79.2%であった。しかし50歳をすぎるとやや落ち込む。特に母に対して53～57歳では68.6%、58～62歳では54.5%となる。同じ各年齢層で父に対しては76%および61.1%と母に対するよりも高い。定居有配偶の娘からの父に対する家族認知もひじょうに高く、28～32歳では71.8%、33～37歳では67.2%であった。母に対しては、さらに高く75%、69.1%であった。娘の場合、やはり50歳をすぎると50%台に落ち込むが、息子とは異なって母に対する家族認知の方が高い。また義父母に対しても定居有配偶息子の家族認知はひじょうに高く、ことに28～32歳では義父67.5%、義母68.3%、33～37歳では義父61.9%、義母61.4%であった。むしろ義父母に対する定居有配偶娘の家族認知の方が低く、28～32歳では義父56.8%、義母60.7%、33～37歳では義父54.9%、義母56.4%であった。しかし50歳台では男性は50%以下となり、60歳以降で40%台になるが、女性は60歳以降になるまで大きく変化せず、60歳以降になって40%台に下がる。

一方、ここでも図表には示さないが、親の年齢別（43～77歳）にみた定居有配偶の息子および娘に対する家族認知では、父から息子は平均88.2%、娘は平均79.7%と非常に高く、どちらも親の年齢によって大きな変化はなかった。そして母から息子は平均86.1%、娘は平均79.4%とやはりひじょうに高い。どちらも年齢によっていくらかは下がるが、大きな変化はなかった。また息子および娘の年齢別（20～54歳）にみた父および母からの定居有配偶息子および娘に対する家族認知では、父から息子は平均84.3%、娘は平均77.2%とひじょうに高いが、しかし娘にはない傾向として、息子が50歳台では57.1%と急下降している。母から息子は平均88.1%、娘は平均78.1%と高く、どちらも年齢によっていくらか下降するが、5%前後低くなるだけである。

つぎに定居場所（住んでいる場所）と家族認知について、定居有配偶息子および娘から実父母および義父母に対する家族認知の割合を比較してみると、さすがに隣居では実父母に対して息子も娘もすべて90%以上が家族認知している。徒歩圏では息子から父と母はともに75%以上、娘からは65%以上が家族認知している。しかし3時間未満であれば、息子も娘も徒歩圏と変わらない割合で家族認知している。一方、義父母に対しては隣居（息子から義父は79.1%、義母は68.8%、娘から義父68.2%、義母78.4%）を除いて定居有

配偶の息子も娘も定居場所と家族認知に大きな差異はなかった。3時間未満においていずれも45%台であったが、それ以外の定居場所では、それぞれ55%前後から60%台であった（有意差なし）。このことについては父および母から定居有配偶の息子および娘に対する家族認知についても同様なことが指摘できる。しかし母から定居有配偶息子（3時間以上）に対する家族認知が最低値で74.2%、隣居や徒歩圏では80%前後から90%の家族認知であって、1時間未満から3時間未満でも75から85%という高い割合の家族認知である。定居場所と家族認知との相関については、隣居や近居あるいは遠居という要因よりは、むしろそれぞれの接触頻度など相互作用頻度に大きく依存しているようである。

つぎに接触頻度（この1年間に話らしい話を交わした頻度）と家族認知について考察してみると、ここでは特に図表には示さないが、接触頻度が高ければ、家族認知の割合もひじょうに高い。接触頻度が「ほぼ毎日」では、定居有配偶息子から義父に対して63.6%および義母に対して78.8%を除いて、息子から父母、娘から父母および義父母それぞれ85～90%以上の割合の家族認知であり、また父母から息子および娘に対する家族認知も85～90%以上の割合であった。「週に3～4回」、「週に1～2回」、「月に1～2回」と順に80%台、70%台、60%台と少しずつ下がっていく。「年に数回」では息子から父母は60～65%台に、娘から父母は45～50%台に、また息子から義父母は45～50%台に、娘から義父母は40～45%台になり、「全くなし」では息子から父に対しては26.9%、母に対しては27.1%、娘から父に対しては10.8%、母に対しては26.9%で、息子から義父に対しては27.9%、義母に対しては28.7%であった。「全くなし」の場合の父から息子に対しては42.1%、娘に対しては35.7%、母から息子に対しては47.6%、娘に対しては33.3%であった。

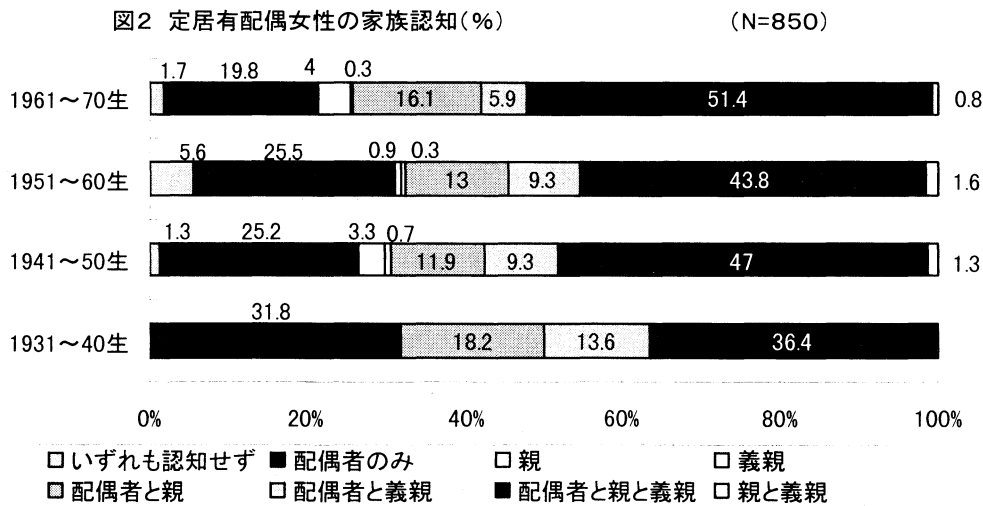
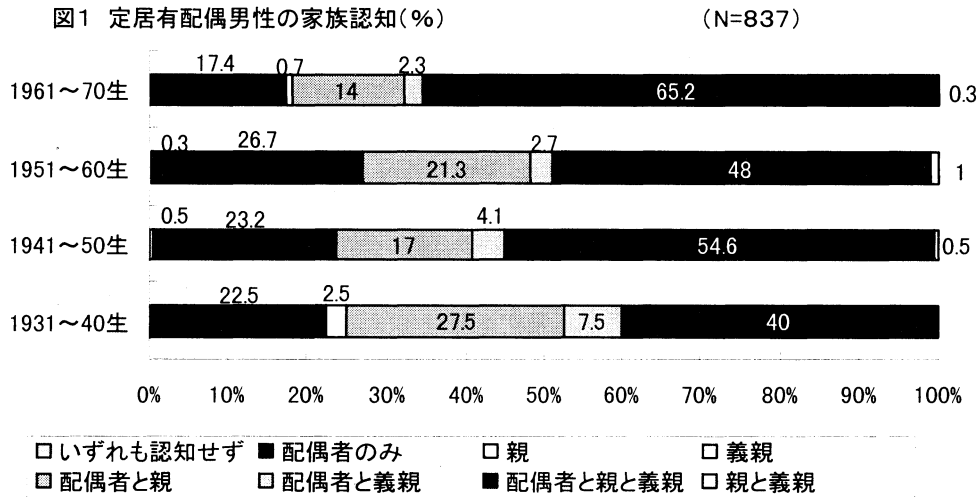
以上、図表に示さずに解説してきたので理解しにくかったかもしれないが、要するに、今回のデータからは次のことが確認できたといつてよい。すなわち、特定の偏向（傾向）を析出することが不可能なほど、あるいは規範的な家族イメージを明確に析出することが不可能なほど、父母および義父母と定居有配偶の息子および娘とのあいだには特定の偏向などなく、極めて高い割合の実質的な家族認知が存在している。今日、日本の家族（定居有配偶の男女が形成する生殖家族）には特定の家族関係に限定された家族認知の傾向は存在せず、定居場所の利点を活用したり、またさまざまな通信手段や交通手段を活用して定居場所の障害を乗り越えて、それぞれ個別的選好にもとづく任意な家族ライフスタイルが展開しはじめている。もはや直系家族的伝統の維持は確認しがたい状況にいたっている。

だとすれば、つぎに日本の家族は具体的にどのような家族状況にあるのだろうか。以下、できるだけ実証的データを図あるいは表に示しながら考察していきたい。

（2）父母および義父母健在の定居有配偶男性と女性の家族認知

いま考察してきた家族認知の基礎データは、規範的な家族認知ではなく、実質的な家族認知ではあるが、しかしここには実父母が両名とも死亡していて義父母のみの回答者ある

いは義父母が兩名とも死亡して実父母のみの回答者などが混在している。より実質的であるためには、このバイアスを取り除く必要がある。[図1]と[図2]は、定居有配偶の回答者（男性および女性）によるその父母および配偶者の父母（義父母）が健在（ただし夫方も妻方もそれぞれ父母いずれか一人健在の場合を含む）である場合の家族認知を示したものである。ここでは子どもを除いて配偶者、実父母、そして義父母が家族認知の対象になっている。



[図1]と[図2]の凡例の「いずれも認知せず」は、父母も義父母も配偶者も家族と認知しない場合である。「配偶者のみ」は男性では妻のみ、女性では夫のみを表わす。「親」は父母または父か母、「義親」は義父母か義父または義母である。男性の全数は837人、女性の全数は850人であった。バイアスを除去したあとのNFR98データからの最年長者である1920～30年生まれの男性の実数は4人、女性の実数は1人であった。した

がって、この年齢層は図から削除した。男性の各年齢層の実数は1931～40年生まれが40人、1941～50年生まれが194人、1951～60年生まれが300人、1961～70年生まれが299人であった。女性の各年齢層の実数は1931～40年生まれが22人、1941～50年生まれが151人、1951～60年生まれが322人、1961～70年生まれが354人であった。

〔図1〕において第一に確認できることは、「配偶者と実父母と義父母のすべて」を家族と認知する定居有配偶男性の割合は、年老いた年齢層では40%であるのに比して若い年齢層では65.2%と大きく増大してきていることである。すでに前述の基礎データにおいても確認されたことではあるが、このように実父母と義父母のいずれか両名が健在でない場合のバイアスを取り除いても、やはり特定の規範的な家族認知の傾向は析出されないことが確認される。このことは〔図2〕の定居有配偶女性についても同様に確認される。女性の場合もその割合は年老いた年齢層では36.4%であるのに比して、若い年齢層では51.4%と確実に増大してきている。ただし男性の割合に比して女性の割合はやや小さい。

第二に、男性の場合、従来の直系家族的伝統である「配偶者と実親のみ」を家族と認知する割合は、年老いた年齢層（1931～40年生まれ）の男性では27.5%であったものが、若い年齢層（1961～70年生まれ）の男性では14%とほぼ半減してきている。一方、女性の場合には男性とは逆に、従来の直系家族的伝統といえは配偶者と実親ではなく、むしろ「配偶者と義父母のみ」を家族と認知する傾向を意味してきた。この割合についての動向は、〔図2〕で分かるように、年老いた年齢層の女性では13.6%であったが、若い年齢層の女性では5.9%とやはり半減してきている。このことは今日では、もはや男女ともに「直系家族的伝統の維持」そのものを論じることのできる状況ではないことを物語っている。

第三に、〔図1〕と〔図2〕から確認できることは、男性も女性もともに一定の割合（すなわち各年齢層男性平均22.5%、女性平均25.6%）において実父母と義父母のいずれも家族として認知せずに「配偶者のみ」を家族として認知する傾向にあることである。この図において処理されたデータには子どもが家族認知の対象に含まれていないこともあって、年老いた年齢層においては子どもが定居有配偶の状態にある可能性が高く、子どもを家族として認知する割合が若い年齢層の未婚の子どもに対する家族認知の割合に比して小さくなる可能性がある。その分、「配偶者のみ」の割合が大きく（特に女性では31.8%）になっている。

一方、最も若い年齢層においては子どもがいない可能性もあるし、あるいは子どもが幼くて実父母や義父母との接触頻度も高くなり、その分、実父母や義父母を家族として認知する割合が大きくなっている可能性もある。しかし子どもが中学生あるいは高校生の段階では、男女ともに「配偶者のみ」を家族と認知する割合は、安定していて約25%前後を維持している。このことから実父母や義父母にいたる幅広い家族認知が存在するものの、

自らが形成している定居有配偶家族（生殖家族）そのものが確固たる家族認知の境界として明確に維持されていることが確認できる。

以上を要約すると、今日の日本の家族は、定居有配偶の家族状況にある男女が特定の規範的な偏向など有さずにそれぞれが任意な個別的選好にもづいて実父母や義父母とのあいだに重層的に多様な家族ライフスタイルを展開させているということである。これまでの考察からしても、この小論の目的である家族ライフスタイルの重層化、ことに若い年齢層におけるその動向についての仮説構築は達成されたといってもよいが、さらにより詳細に家族ライフスタイルの重層化の動向について、以下に考察してみたい。

（3）父母および義父母の4名とも健在の定居有配偶男女の家族認知

すでに断っておいたように、これまで図に示しながら処理してきたデータは、横棒グラフで示すことによってより理解しやすくするために実数をできるだけ多く確保しておきたいという理由から、父母および義父母の実質的な家族認知を確認できる最大数（男女ともに500人以上のデータ）として、父母のいずれか一人および義父母のいずれか一人の場合をも含むデータであった。ここでは実数がかなり限定されるとはいうものの、さらに詳細に実父母と義父母の4名がすべて健在という定居有配偶男性および女性のデータについて考察してみたい。

[表3]は、定居有配偶の男性（NFR98データにおける実数は391人）からみて父親と義父のいずれをも家族と認知する割合あるいは認知しない割合を示している表である。[表4]は、定居有配偶の男性（同じく391人）からみて母親と義母のいずれをも家族と認知する割合あるいは認知しない割合を示している表である。

表3 実父母義父母4人健在の定居有配偶男性の家族認知

(%)		義父は家族か			合計
		家族でない	どちらとも	家族である	
父親は 家族か	家族でない	6.6	0.5	1.0	8.2
	どちらとも	2.6	10.2	2.0	14.8
	家族である	5.9	11.3	59.8	77.0
合計		15.1	22.0	62.9	100

N=391 カイ二乗検定(p<001) 正規近似

[表3]において確認できることは、定居有配偶の男性の59.8%が父親も義父もともに家族と認知しており、加えて、その他のタイプに比して突出していることである。[表4]において確認できることは、ここでも[表3]と同じように定居有配偶の男性の60.9%が母親も義母もともに家族と認知しており、加えて、その他のタイプに比して突出していることである。

表4 実父母義父母4人健在の定居有配偶男性の家族認知

(%)		義母は家族か			合計
		家族でない	どちらとも	家族である	
母親は 家族か	家族でない	6.6	0.3	1.0	7.9
	どちらとも	2.6	10.2	1.0	13.8
	家族である	6.1	11.3	60.9	78.3
合計		15.3	21.7	62.9	100

N=391 カイ二乗検定(p<001) 正規近似

[表5]は、定居有配偶の女性（NFR98データにおける実数は351人）からみて父親と義父のいずれをも家族と認知する割合あるいは認知しない割合を示している表であ

る。[表6]は、定居有配偶の女性（同じく 351 人）からみて母親と義母のいずれをも家族と認知する割合あるいは家族と認知しない割合を示している表である。

表5 実父母義父母4人健在の定居有配偶女性の家族認知

(%)		義父は家族か			合計
		家族でない	どちらとも	家族である	
父親は 家族か	家族でない	6.6	0.6	1.1	8.3
	どちらとも	3.1	13.4	6.0	22.5
	家族である	4.0	13.1	52.1	69.2
合計		13.7	27.1	59.3	100

N=351 カイ二乗検定(p<001) 正規近似

[表5]において確認できることは、定居有配偶の女性の52.1%が父親も義父もともに家族と認知しており、加えて、その他のタイプに比して突出していることである。

[表6]において確認できることは、ここでも[表5]と同じように定居有配偶の女性の53.1%が母親も義母もともに家族と認知しており、加えて、その他のタイプに比して突出していることである。

表6 実父母義父母4人健在の定居有配偶女性の家族認知

(%)		義母は家族か			合計
		家族でない	どちらとも	家族である	
母親は 家族か	家族でない	5.7	0.9	0.9	7.4
	どちらとも	2.6	13.7	7.1	23.4
	家族である	4.0	12.0	53.1	69.1
合計		12.3	26.6	61.1	100

N=351 カイ二乗検定(p<001) 正規近似

[表3][表4][表5]および[表6]のすべてにおいて確認できることは、男性も女性もいずれもが50~60%ほどの割合において夫方および妻方の両親を同時に家族として認知しているということである。繰り返すようであるが、ここには特定の規範的な偏向は見いだされない。と同時に、この夫方および妻方のすべての両親を家族として認知している以外のタイプに分類されるそれぞれは、定居有配偶の女性による母親と義母について両者ともに「どちらともいえない」とするタイプを最大値(13.7%)として、いずれも男性は夫方の父親を家族と認知しつつ、妻方の義父を「どちらともいえない」と認知するタイプと夫方の母親を家族と認知しつつ、妻方の義母を「どちらともいえない」と認知するタイプに、そして女性は妻方の父親を家族と認知しつつ、夫方の義父を「どちらともいえない」と認知するタイプに分類され、ほぼ10%強の割合を維持している。それ以外のその他のタイプとしては、それぞれ10%に満たないが多様なタイプが存在していることを確認することができる。いずれのクロス表についてもカイ二乗検定によって有意な差が確認されており、その最頻値は夫方および妻方の「双方志向タイプ」である。

家族ライフスタイルの重層化とは、一つの夫婦制家族が単なる双系的な親族接触を維持している状態と理解することの不可能な家族状況、すなわち時間、空間、エネルギー(コミットメント)の組み合わせによっていくつもの家族状況(個人の任意な個別的選好にもとづく複数の家族ライフスタイル)を、それが集団としての家族のいくつもの複合であったり、あるいは一つの家族という集団といくつもの家族というネットワークの複合であったりなどしながら、主体的に選択された多様な複合的家族ライフスタイルの様相の展開と

いう家族過程を意味している。要するに今日、人びとは一つの家族（集団にしる、ネットワークにしる、ダイアッドにしる）に所属しているのではなく、いくつもの家族に所属し、いくつもの家族ライフスタイルの重層化の状況のなかで生活しているのである。もちろん、こうした理解は今後、家族社会学が実証的に確認していく必要のある仮説である。筆者は、その事実を確証できたとき、改めて今日、日本の家族は直系制家族（lineal family）から夫婦制家族（conjugal family）へと変容し、いままた任意制家族（discretionary family）へと大きく変容してきていることを論じることになるだろう。

（４）配偶者死亡後の単親（母親）に対する定居有配偶男女の家族認知

実質的な家族認知という点から考察してみても、NFR98データにはやや誤解を招きかねないデータが存在する。[表7]がそのものである。

表7 配偶者死亡後の親に対する家族認知(%)

	配偶者死亡	配偶者健在	カイ二乗検定
定居有配偶息子から実父	65.5	76.5	N.S.
定居有配偶息子から実母	63.8	77.3	***
定居有配偶息子から義父	44.4	55.2	**
定居有配偶息子から義母	47.1	55.6	**
定居有配偶娘から実父	54.1	65.1	*
定居有配偶娘から実母	57.6	66.3	***
定居有配偶娘から義父	52.0	55.6	N.S.
定居有配偶娘から義母	53.8	56.8	*

=p<.05, *=p<.01, ****=p<.001

[表7]は、父および母の配偶者（母または父）の健在時および死亡後における定居有配偶の男性（息子）および女性（娘）からみた父および母に対する家族認知の割合の比較である⁽²⁾。

[表7]から理解されるように、配偶者（父か母または義父か義母）健在時に比して死亡後、実父母および義父母のすべてにおいて家族認知の割合が減少する。定居有配偶の息子からの実父に対する母死亡後の家族認知においては母健在時と比較して上昇するどころか11%も下がる。しかし表に示したカイ二乗検定の結果からも明らかなように、ここでは統計的には有意な差は認められない。それに対して父死亡後の実母に対する家族認知の割合も上昇するどころか13.5%も下がる。ここでは明確に統計的に有意な差が認められた。一方、定居有配偶の娘からの実父に対する母死亡後の家族認知においては母健在時と比較してやはり息子と同じように11%も下がる。ここでも統計的に有意な差が認められるが、その比重は小さい。それに比して定居有配偶の娘から実母に対する父死亡後の家族認知においては父健在時と比較して上昇するどころか8.7%ほど下がり、統計的にも明確に有意な差が認められる。常識的には、おそらく父親が死亡して一人になった後の母親に対する息子や娘による家族認知の割合は上昇するにちがいないという想いがするだろう。しかるに事実は、異なっている。

以上の結果について、従来の家族社会学の概念枠組からすれば、当然のこととして予測される解釈として「跡取りとしての長男夫婦がその母親を引き取って世話をする」という、いわゆる典型的日本型家族の展開という理解になる。その結果、従来の概念である「有配偶別居」の息子夫婦および娘夫婦からみて母親は必然的に家族認知の対象から外される可

能性が高くなるという結論になる。加えて、「直系家族的伝統の維持」などという結論（誤解）に導かれていってしまうことになりかねない。

そこで事実を明らかにしておきたい。[表8]は、母親の年齢別にみた父死亡後の同居子の有無(%)をNFR98データから表にしたものである。紙幅の関係もあり、一目瞭然なので詳しい解説は避けた。

[表8]から分かることは、年齢別にみて、特に年老いてから同居率が上昇することはない。カイ二乗検定においても統計的に有意な差は認められない。つまり、母親に対する家族認知の割合の減少は、跡取りの長男夫婦との同居と断定することはできないということである。残念ながらNFR98データでは、この同居子が男性なのか女性なのかなどを判断するデータはない。

表8 年齢別父死亡後の母と同居子の有無(%)

	同居子あり	同居子なし
28~32歳	53.8	46.2
33~37歳	70.6	29.4
38~42歳	77.8	22.2
43~47歳	93.1	6.9
48~52歳	74.2	25.8
53~57歳	69.8	30.2
58~62歳	70.4	29.6
63~67歳	56.2	43.8
68~72歳	63.7	36.3
73~77歳	69.1	30.9

そこで、つぎに兄弟および姉妹がそれぞれ健在しているか、それとも不在ないし死亡しているかという変数の別で、父親の死亡後の母親に対する家族認知の割合の比較を試みた。[表9]は、そ

表9 兄弟姉妹健不在別父死後の母に対する家族認知(%)

(男性)	兄弟健在	兄弟不在	姉妹健在	姉妹不在	カイ二乗検定
母は非家族	82.8	83.0	84.4	76.5	姉妹***
母は家族	17.2	17.0	15.6	23.5	
(女性)					
母は非家族	80.7	82.3	83.0	73.7	姉妹***
母は家族	19.3	17.7	17.0	26.3	

男性N: 1, 400, 女性N: 1, 367 *** = p < .001

の結果である。表から理解されるように、定居有配偶の男性(息子)の場合、父死亡後の母親を家族として

認知する割合は、兄弟の有無にはほとんど無関係である。つまり息子の場合には、父死亡後の母親に対しての家族認知において自分の兄弟が健在であろうが不在であろうが関係がないということである。しかし同じ定居有配偶の男性において姉妹が健在か、それとも不在かという変数間には明らかに統計的に有意差があることが確認される。すなわち、姉妹が健在の定居有配偶の男性(息子)は、父死亡後の母親を家族として認知する割合が大きく減少することになるのである。

定居有配偶の女性(娘)の場合も、[表9]から分かるように父死亡後の母親に対する家族認知の割合は、自分の兄弟が健在であろうと不在であろうと、そのことには大した差はない(有意差なし)。それよりもむしろ自分の姉妹が健在か不在かという変数が男性(息子)以上に強く影響(息子の場合には23.5%であったが、娘の場合には26.3%)しており、姉妹不在の場合に母親を家族として認知する割合がより多く、カイ二乗検定でも明確

に有意差が確認される。これらのことから理解できることは、従来の概念枠組では、すなわち男性中心の直系家族的な単系の伝統の維持などといった概念枠組では、先ほどの事実を説明することはできないということである。

ところで、先ほどの〔表9〕においては、兄弟および姉妹についてはそれぞれが有配偶であるのか無配偶であるのかは一切

表10 兄弟姉妹定居有配偶有無別父死後の母に対する家族認知(%)

(男性)	無配偶兄弟			無配偶姉妹		
	なし	あり	カイ二乗検定	なし	あり	カイ二乗検定
母は非家族	83.6	76.9	*	79.4	90.8	***
母は家族	16.4	23.1		20.6	9.2	
(女性)						
母は非家族	81.6	77.8		78.0	88.7	***
母は家族	18.4	22.2		22.0	11.3	

男性N:1,393、女性N:1,364

*=p<.05、***=p<.001

問われていない。そこで、つぎに兄弟および姉妹のそれぞれについて有配偶か無配偶かについて確認してみることにしたい。〔表10〕は、その結果である。表から分かるように、定居有配偶の男性（息子）においても女性（娘）においても無配偶の姉妹が健在か不在かによって明確な差異が確認される。つまり男性にとっても女性にとっても、無配偶の姉妹の存在という変数が父死亡後の母親を家族として認知しないという効果をもたらすということになる。たしかに男性にとっても女性にとっても無配偶の兄弟が存在していると父死亡後の母親を家族と認知しない傾向にあるが、しかし無配偶の兄弟の存在と無配偶の姉妹の存在との間には統計的に明確な有意差が認められる。ここには特定の規範的な家族行動など存在していない。むしろ任意な個別的選好にもとづく家族ライフスタイルを確認することができるだろう。

以上のことから理解されることは、父死亡後の母親が家族として認知される割合が小さくなる理由は、男性あるいは兄弟、特に長男の存在といった理由ではなく、女性あるいは姉妹、特に未婚の姉妹の存在が影響しているということである。しかし、それも構造的要因あるいは規範的要因としてではなく、時間、空間、およびエネルギーといった極めて任意な個別的選好という要因にもとづく家族ライフスタイルとしての展開である。ここにそのことを確認するために〔表11〕を用意してみた。というのも、これまでも確認してきたように家族認知が構造的要因や規範的要因というよりは、むしろ個人のより任意な個別的選好という変数である相互の接触頻度など相互作用の頻度と相関している（ここでは図表にしていないが、経済的援助の交換よりも経済的以外の援助の交換に相関していることなどを確認）ことから、それは配偶者（父か母または義父か義母）死亡後の父親や母親または義父や義母に対する家族認知と接触頻度との相関を確認するためである。

〔表11〕から理解されるように、定居有配偶女性（娘）による実父母および義父母に対する家族認知は、特に定居有配偶女性の義父に対する家族認知に関するカイ二乗検定では統計的に何らの有意差も確認できなかったこと以外、その他のすべてにおいて統計的に

明確に有意差のあることを確認することができた。ことに定居有配偶女性による母親と義母に対する日常的な接触頻度は、父親および義父の健在時と死亡後とでは有意な相関が確認される。

それぞれの死亡後は、接触頻度において「ほぼ毎日」「週に3～4回」「週に1～2回」および「月に1～2回」のすべてにおいて、その割合が減少しているのに比して、「年に数回」および「全くなし」においてはその割合が上昇している。家族認知と接触頻度との

表11 配偶者死亡後の親との接触頻度(%)

	ほぼ毎日		週3～4回		週に1～2回	
	死亡	健在	死亡	健在	死亡	健在
定居有配偶娘から実父	4.6	5.1	8.3	7.0	16.5	21.9
定居有配偶娘から実母	7.2	9.8	7.7	10.6	22.3	26.6
定居有配偶娘から義父	5.4	4.7	6.8	3.6	9.5	13.7
定居有配偶娘から義母	4.8	5.7	3.9	5.4	13.8	16.7

月1～2回		年に数回		全くなし		カイ2乗検定
死亡	健在	死亡	健在	死亡	健在	
27.5	39.2	35.8	23.6	7.3	3.2	**
36.7	37.2	23.5	14.8	2.7	1.0	***
24.3	28.3	44.6	41.1	9.5	8.6	N.S.
27.0	33.5	39.7	35.4	10.7	3.4	***

*=p<.05, **=p<.01, ***=p<.001

相関は、ここでも確認できるということになる⁽³⁾。家族ライフスタイルの重層化は、接触頻度のような相互作用の頻度という実質的な社会学的事実のうえに展開していることを示しているだろう。

4 仮説呈示と今後の課題 — 要約にかえて—

すでに紙幅に余裕が無くなってしまった。要約というよりは、仮説の呈示と今後の課題を記しておきたい。まず、この小論での仮説構築は結局、次のようになる。すなわち「現代家族は、自らが維持する生殖家族の家族ライフスタイルに加えて、時間、空間、エネルギーの組み合わせの相違によって、父母のベクトルおよび義父母のベクトルからなる複数の家族ライフスタイルの重層化を展開、あるいは定居有配偶の息子や娘の維持する生殖家族との間に家族ライフスタイルの重層化を展開させている」ということである。

つぎに最初に断っておいたように、この小論は仮説を検証するためのものではない。むしろ仮説を構築することを目的としている。ということは、この小論において論じられた仮説は実証されたわけではない。したがって、今後の課題は、家族ライフスタイルの多様化という現象の表現形態の一つとしての「家族ライフスタイルの重層化」という現象についての仮説、すなわち任意制家族への動向という仮説を着実に実証していく作業の継続ということになる⁽⁴⁾。

注

- (1) 内孫と外孫という区別は、次の2つの条件によって規定される息子または娘の子どもについての区別のことである。その1つは、姓が同じか否かということ、もう1つは「合居」すなわち一緒に住んでいるか否かということである。姓が同じで一緒に住んでいれば内孫である。したがって長男の子どもが内孫とは限らない。長男の子どもを内孫であるとする説明は、「同居・別居に関わらず」という選択肢と結果において矛盾することになる。
- (2) 表7は、父か母または義父か義母の配偶者（母か父または義母か義父）の健在時および死亡後における定居有配偶の男性（息子）ならびに女性（娘）からみた実父母および義父母に対する家族認知に関して分析した結果である。表中には「家族として認知する割合」のみを表示している。
- (3) ここで確認しておくべきことは、息子や娘からの父および母に対する家族認知が実はいずれも単独で認知されているというよりは、父母を1つの単位として、すなわち夫婦単位という組み合わせが家族認知の対象になっている可能性が大きいということである。
- (4) この小論では、今日、量的に減少（ただし有配偶娘の生殖家族と合居する三世代家族の比率は上昇）してきてはいるが、一定の割合で存在している有配偶息子の生殖家族と合居して生活している三世代家族については一切分析を行っていない。これも家族ライフスタイルの多様化の現象（任意制家族への動向）として確認してよいものか否かは、あわせて今後の研究課題であるといつてよい。

参考文献

- 経済企画庁国民生活局 編, 1986, 『長寿社会のライフプラン—人生 80 年時代における生涯家庭生活設計のために—』, 大蔵省印刷局.
- 厚生省大臣官房統計情報部 編, 1998, 『高齢者を取り巻く世帯の状況—国民生活基礎調査報告書—』(平成 10 年), 大蔵省印刷局.
- 国立社会保障・人口問題研究所 編, 2000, 『第 2 回全国家庭動向調査 結果の概要』.
- 長山晃子・石原邦雄, 1990, 「家族員として意識する範囲—居住形態との関係—」, 『家族研究年報』, No.16, 65-76.
- 西岡八郎・才津芳昭, 1996, 「「家族とは何か」—有配偶女子からみた家族認識の範囲—」, 『家族研究年報』, No.21, 28-42.
- 野々山久也, 1999, 「現代家族の変動家庭と家族ライフスタイルの多様化」, 日黒・渡辺 編, 『講座社会学 2 家族』, 東京大学出版会, 153-190.
- 森岡清美, 1993, 『現代家族変動論』, ミネルヴァ書房.

文部省科学研究費基盤研究 (A) : 10301010

家族生活についての全国調査 (NFR98) 報告書 No. 2-4

現代日本の家族意識

Family Consciousness in the Contemporary Japan

清水新二編

2001年6月

日本家族社会学会
全国家族調査 (NFR) 研究会